

平成16年 第1回沼田町議会定例会会議録 (3日目)

平成16年 3月12日(金)

午後 1時30分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員	1番	杉本邦雄	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	室田俊朗	議員
	4番	久保寛	議員	5番	津川均	議員
	6番	山田英次	議員	7番	上野敏夫	議員
	8番	絵内勝己	議員	10番	中村保夫	議員
	11番	野道夫	議員	12番	橋場守	議員
	13番	大沼恒雄	議員			

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 西田篤正君 監査委員 岩寺一之君
教育委員長 高松慶子君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴君	収入役	藤間武君
総務課長	金子幸保君	地域開発課長	生沼篤司君
財政課長	辻山典哉君	農業振興課長	矢野潔君
住民生活課長	辻広治君	建設課長	神憲彦君
和風園園長	中村幸雄君	旭寿園園長	田中聡君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠田繁彦君 次長 金平嘉則君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 松田剛君 議事係長 浅野信行君

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）ただいま定足数に達しておりますので、これより、3 日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、6 番山田議員、10 番中村議員を指名致します。

(予算等審査特別委員会報告)

○議長（吉田好宏議長）日程第 2、予算等審査特別委員会の予算等審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。久保委員長。

(久保委員長登壇)

○委員長（久保 寛委員長）お手元の文書の朗読をもってご報告に変えさせていただきます。予算等審査特別委員会審査報告、本委員会に付託された次の事件について、審査が終わりましたので、会議規則第 77 条の規定により報告致します。

〔以下、審査報告を朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっております 26 件の議案につきましては、全員による特別委員会で審査したものであります。したがって、委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。12 番。

○12 番議員（橋場 守議員）委員長の報告には異議ありませんが、一般会計を執行する上で、私なりの意見を述べたいと思います。利潤第 1 主義のもとで、貧富の格差が非常に大きく進んでいます。そういう中で、世の中の歪みが最大限の状況、もう我慢の出来ない状況になってくる中で、その人達を救うのは政治の場だと思うのです。

ところが、今残念ながら国は、そういう困った苦しんでいる国民を救う立場に立っていないために、大変な状況に追い込まれています。また、地方に対しても国の締め付けが法律を破るような形の中で行われてきています。国が決めた事なので、町としては心ならずもやらなければならない色々な事があります。例えば、公務員の給与を引き下げる、それに基づいてこれまで本当に人道的な立場からみて、安すぎると思うような臨時職員の給料までも同じように引き下げる。

しかし、ここの所は国がなんといっても地方自治体でやれる問題だと思います。しかし、そうではない色々な国がいわれた事をやらざるを得ない事がたくさんありますけども、私はそうことをやっても意識としてこれは間違っているという立場にたってやるのと、当然の事としてやるのとでは別な問題なのです。

例えば憲法や労働基準法に基づいて、同一労働、同一賃金という所があります。これを守っていくために、地方自治体の本気になって頑張らなければならない所だと思うのです。私は、そういう立場に立ってできるだけ、予算もやって頂きたいと思う訳であります。

私はここで、これまで職員の給与を引き下げてきましたけれども、私は貧富の差がたくさんあるといいましたけれども、私達は勿論、金があつたらなんぼあつても良い訳です。しかし、普通並に生活をするという立場から考えると、最低の収入と最高の収入の差を縮めるべきだと思うのです。

そういう意味から、私は今回町長から、本当は出してほしかったのですが、私達議員も町長も、住民のために行政をやって自ら選挙に臨んで選ばれたものです。ですから、自分の事については自分できちっとしなければならない。そういう考えから、私は助役や収入役とか教育長、とかは、議会で任命する訳ですから、この人達についてはそれぞれ申し出てもらったら良いと思うのですけど、まず、西田町長は自分の報酬を3割減する。そういう立場にたって実行すると、町民の人達も本当にじゃあ町長のもとに結集して、自立しようじゃあないかという考えになると思うのです。

そういう意味で、次の議会あたりで、町長の報酬を3割減にするという事を求めて、一般会計には反対はしませんけど、この事を求めて討論を終わります。

○議長（吉田好宏議長）他に、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）それでは、委員長報告に対して、採決に入ります。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。それでは、討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案一括で採決を致します。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、一括採決を致します。それでは、議案29号から、36号まで予算8件、議案11号から27号まで条例等18件を一括採決致したいと思います。お諮りします。只今申し上げました、議案につきまして、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長）日程第３、議案第３７号。公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第３７号、公平委員会委員の選任について。下記の者を公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第９条第２項の規程によって、議会の同意を求めるものであります。提案理由につきましては、現委員、横山峯生氏の任期満了によるものであります。提案させて頂きます後任者につきましては、再任ということで、住所沼田町北竜字北竜５５５番地、氏名横山峯生、生年月日昭和１０年１１月２日生まれ６８才、すでに公平委員としてご活躍を頂いておりますけれども、活動状況或いは識見、最も相応しいと考えておりますので、再任のご提案を申し上げたいと思います。

平成１６年３月５日提出、沼田町長です。宜しくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は、省略することに決しました。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第３７号はこれに原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第４、同意第１号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第１号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第４２３条第３項の規程によって、議会の同意を求めるものであります。提案理由につきましては、現委員であります、杉原義信氏の任期満了によるものであります。引き続き、再任ということでご提案申し上げたいと思います。住所は沼田町本通３丁目４番１５号、氏名は杉原義照、生年月日昭和７年９月２７日生まれ７１才、すでに１期、固定資産評価審査委員会委員として実績を積み重ねている訳でございますが、人物あらゆる面からいって最適人者と考えて、再任のご提案を申し上げたいと思います。

平成16年3月5日提出、沼田町長です。宜しくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は、省略することに決しました。本案について、採決致します。お諮り致します。同意第1号はこれに原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。暫時休憩を致します。

休憩 13時45分

再会 13時46分

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。ここで、議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、議案第39号。特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について、外4件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第39号。特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について。日程第6、議案第40号。教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例について。日程第7、発議第1号、沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。日程第8、請願第1号 特定疾患医療費補助の削減等に反対する請願について。日程第9、請願第2号 平成16年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願について以上、日程に追加することに決しました。

（一般議案）

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第39号。特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第39号。特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成16年3月12日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き願いたい

と思います。

特別職の町長、助役、収入役の給与を、それぞれ 815,000 円を 800,000 円に、664,000 円を 651,000 円に、594,000 円を 584,000 円に改めるものでございます。提案の理由につきましては、国の地方交付税交付金のカットなどによる、施策の見直しによる住民負担増やサービスの一部縮減など、不本意ながら実現せざるを得ない事に鑑み、特別職 3 役自ら率先して給与の削減に踏み切るものであります。

削減額と致しましては、年間町長で 249,300 円、助役で 216,060 円、収入役で 166,200 円ということになります。合わせまして、3 役計 2,393,280 円ほどの削減となりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。12 番。

○12 番議員（橋場 守議員）12 番。先程言いましたように、815,000 円の 3 割カットを私は要求した訳であります。ここで、僅か下がりましたから、この条例には反対しませんが、やはり町長という職にあれば、それなりの沼田町の顔として、一定の対面のある生活水準が必要だと思うのです。

しかし、そういう 3 割カットされて 57 万になる訳ですけども、月 57 万の報酬で私はそういう対面を保てるような、十分な保障がると考える訳であります。ですから、早急に 3 割カットそして、助役・収入役に至っては雇われている身でありますから、しかし、このような状況のもとで、自分達の身をどういうふうにするのかという立場から、町長に準じていくのが当然だと思います。そういう意味で、こういう意見を述べまして、いくらか下がりますから賛成をします。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 39 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 6、議案第 40 号。教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を

求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第40号。教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例について。教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成16年3月12日提出、沼田町長名でございます。

この関係につきましても、先程の三役と同じ考えで、第1条中 594,000 円を 584,000 円に改めるもので、10,000 円の月額減額という事になります。年額でいいますと 166,200 円の減になりまして、3年間このままですと 498,600 円の減ということになります。以上で説明を終わらせて頂きますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）12番。時間がもったいないので、喋らないようにします。39号と同じ立場をとって賛成と致します。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、発議第1号、沼田町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。ここで提案理由の説明を求めるところですが、説明を省略し、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、

採決致します。お諮り致します。発議第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

(請願の審議)

○議長（吉田好宏議長）。日程第8、請願第1号 特定疾患医療費補助の削減等に反対する請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮りします。請願第1号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、請願第2号 平成16年度酪農畜産政策・価格対策に関する請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮りします。請願第2号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。暫時休憩を致します。

13時56分 休憩

13時57分 再開

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。ここで、議事日程の追加についてお諮り致します。先に採択された請願などに伴う、意見書案などが追加提出されました。

この際日程に追加し、議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第10、意見案第1号、特定疾患医療費補助の削減等に反対する意見書（案）について。日程第11、意見案第2号 平成16年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書（案）について。日程第12、意見案第3号 地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する意見書（案）について。日程第13、意見案第4号 地球温暖化のための森林吸収源対策推進を求める意見書（案）について。日程第14、意見案第5号 基礎年金の国庫負担割合2分の1の早期引き上げと抜本改革の実現を求める意見書（案）について。日程第15、閉会中の継続調査の申し出について。日程第16、閉会中の所管事務調査の申し出について。日程第17、議員の派遣について。以上8件。日程に追加することに決しました。

（意見案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題について、お諮りします。この際、意見案第1号から意見案第5号を一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第1号から意見案第5号は一括して議題にすることに決しました。

日程第10、意見案第1号、特定疾患医療費補助の削減等に反対する意見書（案）。
日程第11、意見案第2号 平成16年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書。

日程第１２、意見案第３号 地方交付税の制度堅持と総枠確保に関する意見書(案)。
日程第１３、意見案第４号 地球温暖化のための森林吸収源対策推進を求める意見書(案)。日程第１４、意見案第５号 基礎年金の国庫負担割合２分の１の早期引き上げと抜本改革の実現を求める意見書(案)を一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第１号から、意見案第５号を一括して採決致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(継続審査の申し出)

○議長（吉田好宏議長）日程第１５、閉会中の継続調査の申し出を議題と致します。本件は、総務文教常任委員長から、配付のとおり閉会中の継続調査の申し出であります。お諮りします。本件は、申し出のとおり許可する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長からの申し出のとおり許可することに決しました。

(閉会中の所管事務調査の申し出)

○議長（吉田好宏議長）日程第１６、閉会中の所管事務調査の申し出書を議題と致します。お諮りします。本件は、産建民生常任委員長から、調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本件は、許可することに決しました。

(議員の派遣)

○議長（吉田好宏議長）日程第１７、議員の派遣についてを議題と致します。本件は、記載のとおり議員の派遣であります。説明を省略し、これを許可することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本件は、許可することに決しました。

(町長あいさつ)

○議長（吉田好宏議長）以上で、全案件の審議が終了致しました。ただ今、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（西田篤正町長）１６年度の一般会計予算をはじめ、各会計に渡るご審議を慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼申し上げたいと思います。執行方針で申し上げましたように、町村行政を取り巻く環境は極めて厳しいものがありますけども、そうした中で沼田町の開基１１０年、記念すべき年、こういうものをしっかりと見据えながら、将来にわたって禍根のないような判断を下していきたい。そんなふうにいるところではありますが、議員におかれましても一層の町民の声を汲み上げて頂きまして、より私どもと論議をしながら、先程申し上げました沼田の将来についての論議を頂ければ有り難いと思っているところでもあります。

非常に財政的にも厳しい折でありますから、この１６年。予算は予算として、ご決定は頂きましたけども、可能な限りの行財政改革は進めていかなければならないと思っているところでもありますので、それらの案件につきましては、その都度各委員会或いは、全員協議会等でまた御協議を申し上げたいと思っているところでもあります。

いずれにしましても、山積する課題が山ほどありますので、そうした一つ一つを町民の付託に応え情報の公開をしながら、解決を図っていききたいと思っておりますので、今後ともご支援を賜りたいと思います。長期間に渡りましての、予算特別委員会、久保委員長のもとに適切にご審議賜り、承認を賜りましたこと重ねて御礼を申し上げまして閉会にあたってのお礼の御あいさつに替えさせて頂きます。どうもありがとうございました。

(閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成１６年第１回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

１４時０５分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員